

確定申告は正しくお早めに



今年も申告の時期が近づいてきました。次の日程で受付しますので、必要な書類などお早めの準備をお願いします。

所得税の確定申告書は、平成26年2月17日～3月17日までに留萌税務署へ提出してください。

申告の日程 ※土・日・祝日は受付できません

内容・地区		会場	受付日	受付時間
還付申告 年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談も可		役場 1階 相談室	1月22日(水)～3月17日(月) ※1月28日～31日は離島地区申告のため受付しません	午前9:00～午後5:00
申告相談	焼尻地区	焼尻研修センター	1月28日(火)	午後1:00～午後5:00
			1月29日(水)	午前9:00～午後5:00
	天売地区	天売研修センター	1月30日(木)	午後1:00～午後5:00
			1月31日(金)	午前9:00～午後5:00
	市街地区	川北老人福祉センター 役場 1階 相談室	2月14日(金)	午前9:00～午後5:00
			2月17日(月)～3月17日(月)	

注) 仕事の都合などで受付時間内に来られない場合は個別に対応しますので、事前にご連絡ください。

所得のなかった方も申告書を提出してください

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の受給対象となる方
- 児童扶養手当等の公的扶助を受ける方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方
所得が200万円以下の方は、その5%を超える額(入院給付金、高額療養費等により補てんされた医療費は除きます)
- 控除対象の寄付金が2千円を超える方
- 借入金等によって住宅を取得または増改築した方(対象となる要件を満たしている必要があります) など

忘れずに申告を!

☑ 申告に必要なもの

- 印鑑
- 事業を行っている方は、事業の収入金額、必要経費を確認できる書類(経費ごとに集計してください)
- 給与と所得の「源泉徴収票」、公的年金の源泉徴収票(ハガキ)
- 還付申告の場合
→ 還付金の振込先金融機関の口座番号(本人名義の通帳など)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の「領収書」または「控除証明書」
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の「控除証明書」
- 医療費控除を受ける場合
→ 「医療費の領収書」(病院、治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。所定の様式がありますので、事前にお渡しすることもできます)
- 障害者手帳、寄付金の領収書 など